近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

（1）　このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。

（2）　このデジタルアーカイブの利用に際しては「東京大学経済学図書館電子資料利用規則」に同意したものとみなされます。

（3）　印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。

（4）　画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。

（5）　画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。

（6）　文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。

（7）　本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

（8）　本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

文久雜誌

六

經濟學部研究室
80
273

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535640

前編之六

文久二年戌八月七日より十月三日迄

東京帝國大學圖書之印
経済
36111
東京帝國大學 経済學研究室
80
273
朱書

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535640

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

勅書は 仰せの通今後[illegible]に[illegible]を[illegible]

勅意心力を[illegible]し[illegible]

以民治一[illegible]

奉安

叡慮[illegible]

未来業[illegible]

[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535640

幕府新政不容易況天下多事之一日只千思萬慮而已
以來之事ハ世間共今有之ハ拙論而已有之事
上京之後ハ 御政体 只拙
お願ひ申ハ上京仕候ハ上京仕候ハ
敵意相立ハ申ハ世間ハ哲学論義ハ
以足を深くする
宸襟ハ実ハ必竟乃世大和ハ安泰討幕ハ不
扱有ハ事ハ 大樹ハ深思入 只今拙
一同ハ不堪忠誠ハ
以後ハ倫ハ 公義ハ合体ハ 誠拙輩ハ

尚
宸襟ハ
行ハ道理ハ行ハ時勢ハ
忠ハ
法令ハ

八月 吉

板倉周防守
水野和泉守
松平出雲守
脇坂中務大輔
松平 春嶽

朱書

徳川形部卿

慶喜一位殿

坊城大納言殿

勅諭

今度

勅使ハ仲出ル日一橋刑部卿再出仕之儀前ニ

中将政事総裁職ヲ以

大樹ニ御任ニ成ル西人日ニ親ク堂政事変革ス

第三ヲ為ス勅意ノ旨　勅使御京ヲ出ル

近代ハ奉府ニ委任ス今ハ事ヲ以テ御

今ヲ変革ス　勅意心力諸藩ヲ率ヒ

皇威ヲ立テ以上下一致万民安堵ノ

可ト不ル安

宸襟刑部卿始同志同義ノ者吉上ノ旨ヲ

流察忠速ニ新政ヲ行ヒ天下ノ公議ヲ

叡慮ニ応ス前文ノ綸正義

朝命ヲ以ヲ出ス志摩藩記ス注旨

御修飾ヲ為方　注考案ニ

八月十四日

堂上方へ

勅問　累年蛮夷跋扈之旨趣を以て
宸襟に於て據夷し
叡慮を先年以来西国附和の変
を以て各不容易之事段々聞及ぶ
所也
　　十八日

長州侯建白

此度被仰出候職制之儀に付て自関東
来り候末久世前中納言様仕附奉
此度御下向之節上京仕候事に
付て
叡慮を奉し奏事し
為之仰付候時に国防
立帝況陵遲し国体に
制度を
姑息に陥り
仰出

[illegible]

[illegible]

[illegible]

法國兵

勅意

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

九月

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535640

為之有〻旨如此候也上様

一　寛八月十九日

酒井雅楽頭殿　　連名

文久三亥年九月十日　西尋大名飛〻　城内御番之衆

上御座敷見出し之様子写

御見出し書付　長大久保越中守書付

一御掛物　尤芦屋　中芦屋　右芦屋　牧溪筆　都機筆　牧溪筆　佐竹大膳亮上

一御香炉　青磁白獅子　古草花彫透絵付

一御御掛物　晉王右筆　世事帖　王羲之筆

一料紙硯箱　沉金

此度刑部少輔殿春嶽殿御老中方出被遊方出湯

淺野小紀戸持出

朱書

金令　汁

香物　仮

探

者

出浦　上意　後ろと仰せ浦に　後上

浦意

右出小網戸村出　出ル自出船ニ乗ル乗出船

一　箱館織　一反宛

右出船ニ乗ル乗出小網村出ル織出一回出稼　江戸ニ出

仲上ニ後刑部卿殿出部出有

さつま　紺ろふ　赤ろふ

入浦出浦船ニ出意出帰出　上意ニ何出稼中

出ル　紺ろふ　赤ろふ

浦意出ル船出出　出ル船　出ル船　出ル船　出ル船

出ル乗ル乗ル出ル乗ル乗ル出ル乗ル乗ル出ル乗ル乗ル出ル乗ル乗ル

浦馬出ル出ル出馬乃ル乗ル乗馬出ル乗ル出ル乗ル出ル乗ル

浦馬出ル前

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535640

朱書

出帆

但瀧浦より春嶽中方若年寄流罪

大小目付四人

道

縁家堅令免

日葉子

石炭素焉海藻海及同和建物屋敷傍

月並来 清兼屋

一清拭布　布袋　金率筆

一清寄炉　玉徳不破

一清盃　雄象獅子

一清歌書　清氏来橋毛　西行筆

箱入拵

石炭文字新兼屋

清床　清魚拓　風雨　山水　二幅対　玉彩輝筆

一清花入　拵の折

清本間

清魚拓　洞庭秋月　牧溪筆

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535640

一御盃石　森覚

御座敷

一御花子　刻子地亀甲蒔絵

一御風呂釜　三方真鍮

御茶入　鶴亀

一御茶杓　南蛮

一御茶碗　井戸

矢来内通り会之三角矢来御入口長屋出並木脇

御座敷内地廣間之内御茶屋

一御掛物　炉山瀑布図　玉洞筆

玉藻紅葉御茶屋注連縄　長春嶽殿四尺巾方

出之別紅葉御茶屋

一御掛物　蓮鷺　二幅対　蹴鞠家

一御壺　千種　出雲かけ　有馬筑後守上

同不出茶屋ニ出数寄屋脇ニ出茶屋ト共ニ賞客ニ

出薄茶四種ヨリ給仕ニて出之ニ遣具注見

一御掛物　保寿　二字　参軍筆

一御花入　大理石

一御風呂　出風呂

一御釜　大鐵

一 清水指　　南蛮徳兵衛

一 清茶入　　和茶宮御　　仏光寺殿上

一 清茶杓　　利休作

一 古茶碗　　利休作并古三島刷毛目刷毛目

一 清蓋置　　竹

一 古水翰　　曲

一 古茶半置

一 古香合　　雄蛙茶

一 古和箪　　[illegible]

一 古灰入　　[illegible]川

右之通慥受取申候

中方江同古今日清礼仕候通同不池紙通了

仕候

以上

春　職殿

豊前守殿

和泉守殿

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535640

同　防守殿
同　守殿

若年寄

同　沼田主殿頭殿
同　稲葉丹後守殿
同　平岡丹波守殿

御用人

御用人　伊達左京亮殿
同　村松出羽守殿
同　大久保越中守殿

同　小笠原壱岐守殿

同　佐竹左近将監殿
同　酒井雅楽頭殿

大目付

同　松平對馬守殿

町奉行

同　神保伯耆守殿
同　大井十左衛門殿

勘定奉行

同　曲淵甲斐守殿

三人

蠻夷渡来之後
皇國之人心不和ヲ生シ當時不容易形勢ニ到リ
深被脳
宸襟候ニ付　皇國之御爲者勿論　公武猶々
御榮久之樣去ル五月關東
勅使被差下被　仰出候御旨趣有之候処於
大樹家茂今七月朔日
叡旨御請被申上　御満足之御事ニ候然ル六
早速事實行ハレス候テハ奥詮儀折角之被
仰出於關東モ御請之筋難立候間右

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535640

叡念弥以速被行候様被遊度
思召候就而者薩州長州専周旋
叡感之御事候得者於久留米家同様為
国家柚丹誠周旋之儀御内々御依頼被遊度
御沙汰候事

一今般以勅使攘夷之事ハ仰出ハ[illegible]誌[illegible]
漏聞[illegible]難[illegible]　京都[illegible]
[illegible]　御[illegible]
[illegible]

[illegible]遊度　思召之事

[illegible]　御勅[illegible]
勅答[illegible]
勅命[illegible]
勅使[illegible]
[illegible]
[illegible]

朱書

清一和と清貴と竊に恭敬を以て皇祖忌諱を
念し事を推一致一和の第を人々に示し
一点の偽なく万事悉く一致の旨を以て二
心なく和を以て打解し
敵愾心を一致一和の美民を抜し乃ち紀伊国に
尚清盛と共謀の者を誅戮し時代和平
義経を以て豊肥二国を掌握し義経を
勅命を中し宣旨を信ずる事を以て機密
なし豊肥を討の後奥州に赴き長年を一と
より事記り伝へる長治定所の時代なり

流を開し塗を止て万年に
東照宮清創業以来を以て関東清委任
を奏聞せしめ列藩外様
武を慈
討し清制を以て三藩上洛妄し北条を
とし清を孫と
て
天下自ら一致安泰の美を元亀と及ぶ
を以て不平の者是人通商し清を
城を遂る 武清間に於て
奥仕を養ふ 神姫に

朱書

以道清水人等ヲ不取敢ズ遣ス
和宮様清水縫殿ヲ召ス
勅命ヲ以道ヲ以水人等ヲ要請ス
仰セ面目清水ハ拒絶ス清水ハ実
東ニ清水要任各ニ勅命ヲ奉ス
清水ハ京師清水ヲ命ス
異ニ以前ハ清水ヲ
父ヲ以テ来ル
仕ル清水命ヲ
仕ル清水ハ
京師ニ清水ヲ
関東ニ出張ス
清水ハ
関東ニ
仰セ出ス
勅命又ハ京師ニ清水ヲ
関東ニ
京師出張

朱書

清国と条約を締結するに当り列藩中に仰せられし通り仰せられ候事に付一応諸藩家臣に対し説諭致し候様仰せ付けられ候事

大義を重んじ国体を明らかにし人心を一致し以て難局を乗り切り国家の安泰を図り皇恩に報ずべき事

有司の輩驕奢に流れ父母を忘れ妻子を捨て顧みざるに至る事

一人を殺して天下万人を救ふ事

右様の趣旨を以て列藩に通達し朝廷より清国公使に対し条約の儀は関東に委任し関東より通商条約を締結し関東より列藩に達し奉り朝廷に奉公致し候様仕度奉存候

一応諸藩へ清国公使に対し条約の儀は関東に委任し関東より列藩に達し奉り朝廷に奉公致し候様仕度奉存候

東照宮邦達に清忠決心致し候儀に付武備の事に付諸藩に議論致し候様仕度奉存候

行幸業に法橋式部卿関東治業任じ奉り弱冠
歳を以て仰合出家し
皇朝に沸綱紀を更の接夫に出家寿命を拓き
俗に移り寂東に帰命捨ひ早速帰西し
自分に改事を慈悲円元実第一に事に成て時出て
俗を関東に命を捨て出家を清に新
肯て仕第を白編に東に旅中に帰仕り影中を
来に指揮行和を当り有に殊自に保護全
俗を全俗に仕り法器清に終に来に当り世俗
沸宗会当に市立家市場に種云

月日

右に撰文奉て上る

他代に出て道一中を不分に当人の
不抜な存行を

又東照宮の沸宗を奉信に

乃に墨て永神に沸宗に不顧さて
永に世に沸代の郎

一文久二戌年八月廿日書付

法師樂左

久我前内大臣殿

岩倉中將殿

千種少將殿

日野路中納言殿

中御門中納言殿 名文

冨小路 二位殿

岩倉 右大臣殿

同 正親町殿

法眼 仰付

今城殿

中將内侍局

仰付 法眼 仰付

堀川殿

清水内侍局

右同断

同八月廿一日

右和文 仰付

右儀 英語稽古

中山大納言殿

三條殿 三條大納言殿

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535640

朱書

九月之月付福字

大月付に

今般法人仕建城の儀 仕候事之法家を奢り
向も御藏の貯を以て足り所方諸国百姓迄悉中
古来順序を以て向と一百と一万と離れ年来
武家を法度仕候に付 安く仕業も無之御之年
法を以て百姓家に成る南地之分家作貯方を
四星に帰々本郷者に少し南に下法料に成家
法度仕候人万石以上に成る家万石以下知行
給地之者社家に成る 又ハ村役人に成る

所寺りに御法を以て法人共分家に成る
川深及農業に成農業出来無之者に更人に成る
又山海に稼出来る仕人に安住時節厚恩を
仕る
右之通万石以上に成る知行給地百姓に成る
社家に成る 寺に成る

九月

大月付に

老中若年寄に向て諸藩仕命を外に
遣出家若年寄に遣別段に命を被遣

毛利家角逐別紙之通有之旨西園寺殿
時服ノ御番ニ被下ル
右之通可申渡旨

来二月
御上洛ニ付而仰出ル時服九ツ渡ル
右渡ル番ニ付
但番ニ出仕ニ被成ル
出仕ニ而右被下ル
光中ニ為年寄中者
下ル神事

但万一以上病人ニ而出仕ニ而ハ
中ニ使ヲ立ル
一立願ニ付而ハ
乃月七
大同社ニ
此度家内ニ城法ニ仰出ル
第ノ者ニ
出仕ニ而光中ニ為年寄中者
有ル
三ヶ月ノ間
如因来ル

右之通御座候ニ付
九月
内用番
筑後　市谷　四谷　浅草　山下
牛込　虎門　芝門　赤坂　幸橋
右御座候ニ付
[illegible]
[illegible]
[illegible]

時代今或一百拾四年
但　[illegible]

右御門
凡金三拾五両
但　当石人[illegible]

石垣囲
凡内間壱万弐千百七十八坪五合
内
凡金四百両
但　[illegible]拾五両

外矢来ヶ石垣囲ニ付御普請
金拾五両
但　当石共

外矢来ヶ石垣囲ニ付補石
凡拾七両弐分金拾五両
但　[illegible]

御修繕
凡金三拾五両
[illegible]

尊號
凡金拾五両
御建石

将軍様　　江戸城

石見銀

江戸幕府大久保石見守殿

江戸陸奥守殿ニ以後申

ノ五万五千五百両

右之極ニ大久保様ニ江戸城不日ニ焼ケ申候

之巨細ニ御聞ニ及ビ江戸場所ニ石見銀ニ御判

ニ御判ニ成ル事ニ成ル何ニ成ル大内焼減ル

有ル御ニ成ル成ル江戸人内減ル位ニ成ル

也ニ成ル成ル位可申

江戸中全　公全面十二月中十七所ニ江戸中ニ

右ニ付江戸ニ成ル掛ニ成ル巨細ニ御聞ニ及ビ

ニ成ル

耳実年　　十月三拾七所ニ
　　十月四拾七所ニ

右ニ御ニ年ニ子年皆出来ニ

右ニ西江戸中ニ成ル位ニ成ル上不申上

戸田能登守殿

九月　　岡部　和三郎

一　月九月十七日中十月

上杉彈正大弼
伺付右京亮

覆二月

御上洛之儀ニ付伺書和泉守ヲ以被遣
御趣意之儀ニ付
思召ヲ以諸事古之例ニ拘ハラス
被仰付 御上洛 思召ヲ以諸事上京仕
事和泉守ヲ以上京仕ル様ニ
仰付ル

右ハ御伺書院番頭和泉守ヲ以
被申出ル

一同九月右之通弱御趣意和泉守ヲ以
仰付ル
今ハ和泉守ヲ以御伺ヲ
仰付ル
御趣意ハ弱年ニ付
若年ヲ
以ル
百人ヲ以上京
御役場ヲ和泉守ヲ
以上京
仰付ル
有馬仕丸ヲ
百人
御伺ヲ
和泉守ヲ
武
家ニ
文
度
迷惑ヲ
名
面目ヲ
ヲ
相
十人
百石
五
百石
ヲ
遣シ
御場所ハ
仲間ヲ
ヲ
家来ヲ
御
宮
有仕合ヲ
御
戦

[illegible]

生駒 德之丞

一同月[illegible]

琉球人[illegible]

[illegible]

[illegible]

九月十八日　　松平修理亮内
　　西　藤吉郎

一同九月十七日九ツ時御家老衆ゟ被仰渡之趣左之通

此度御変革ニ付家中切腹　御一門衆

作右衛門　喜内　迷ハ喜内ハ人数ニ被召加

御家ニ付同席伺候連ハ別紙御一門衆ゟ

被仰渡ハ　御同員ニ相替ハ御礼ニ一代ニ二度

ハ本家ニ在番ニ御使者ニ出張

ハ長谷川人数ニ御相手ニ出張可申御心

得之

九月十七日

松平和泉守
奥平大膳大夫
松平丹波守
酒井因幡守

一同上屋敷ニ罷出一同ニ左之御書取

此度御政事向変革ニ付ハ家和ハ

別上屋敷ニ暫御預メ　　御家老衆

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535640

雖有伏令来 感戴に耐へ奉存候 三月
御上洛 御出馬 御人数 御陣所
近江表に容易御時日を府内の事
出馬の儀 安心の備 国内の外
御上洛 還御 諸侯 知恵 人数
名誉 武家 還御 御新仕
民部 文武 御新仕 国内 人数
仕 御華前 御上洛 御備 新
以上

九月

府

国内間諸一同

諸礼九月朔日

以上

郡内諸侯 御書面 通 名 以 文書
子出 名 御 為 敬 方 依
高 月 了 時

一同九月朔日京都一件 同

高橋出張上京

朱書

同時ノ文言

[illegible]

[illegible]

一十月朔日清方ノ

刑部大輔殿

清方ノ身清方ノ[illegible]ノ京ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]

長郡役所
山口信清

同文云

[illegible]

一十月廿日[illegible]

[illegible]

[illegible]

十二月廿五日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一同十月三日刑部少輔殿

徳川刑部殿

[illegible]

[illegible]

[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535640

東京大学経済学部図書館
5505535640

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535640